四條畷市行財政改革プラン

平成19年3月

大阪府四條畷市

目 次

なせ	ぜ、行財政改革が必要なのか ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ペ	ージ 1
1	現状認識 ······		2
2	計画期間		7
3	改革の目標		7
4	改革へのプロセスと成果の見通し	1	0
5	改革の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	1
6	改革8つの視点	1	2
7	改革の内容	1	5
用詞	語の解説	3	3
ľì	多 料】		
	これまでの行財政改革の取組み ····································	3	7
	市の財政状況(一般会計)	4	3

なぜ、行財政改革が必要なのか

平成 18 年度に策定した第 5 次四條畷市総合計画に掲げるまちの将来像「夢と希望が輝く活力都市 四條畷」の創造に向け、四條畷 市の責務を将来にわたり着実に果たしていくためには、柔軟で持続可能な行財政構造の確立が不可欠である。

四條畷市はこれまで、10年間にわたり全力で行財政改革を進め、財政再建団体への転落を回避してきたが、恒常的に歳出が歳入を 上回るという財政構造上の課題を根本的に解決するには未だ至っていない。

平成14年に始まった景気拡大期間は、戦後最長といわれた「いざなぎ景気」を超えることとなったが、この間の四條畷市の市税収入は、年65億円前後で推移している。市税収入に対し、法人市民税の割合は4%前後と低迷しており、主要な地場産業や大手企業の立地がない本市にとっては、景気の回復が市税の増収に結びついていないのが実情である。

国は、平成23年にプライマリーバランスを黒字化するという目標を立てたことにより、今後も大阪府を通じ、改革の要請を行ってくることが予想され、徐々に歳出の削減(地方からみると歳入の減少)を図ってくるものと考えられる。

さらに、少子高齢化や金利上昇に伴うコストの増加、また平成19年度から始まる団塊の世代の大量退職による退職金原資の確保など、四條畷市の行財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しつつある。

負担を先送りすることなく次世代に四條畷市を引き継いでいくためには、こうした構造上の課題に真っ向から立ち向かい、四條畷市 自らが一層努力し、市民に理解を求めつつ四條畷市が担うべき施策の選択と限られた資源の集中をさらに進めていかなければならない。

以上の認識のもと、当面の危機回避にとどまることなく、持続可能な行財政構造をできる限り早期に確立できるよう、現行「四條畷市集中改革プラン」(以下、「集中改革プラン」という。)の期間(~平成21年度)をさらに2年延長し、新たな取組みを追加した本行財政改革プランにより、さらなる行財政改革を進めることとする。

1 現状認識

(1) これまでの行財政改革の取組み(詳細はP37を参照)

当面の「財政再建団体転落」危機は回避

バブル経済の崩壊後、長期にわたる税収の落ち込み等により、四條畷市は「財政再建団体転落」(P4 1参照)の危機に直面。 平成11年度以降、「財政再建団体転落」の回避を最大の課題として、人件費など内部経費の削減と、個人給付の見直しや補助金の削減など、歳出の抑制を中心に行財政改革を推進。

全力で改革を行ってもなお不足する財源を、緊急やむを得ない措置として基金からの借入で補てんし、「財政再建団体転落」は 免れたが、初期の目標であった経常収支比率の改善や累積赤字の解消には至っていない。

(2) 四條畷市財政の現状

歳出が歳入を上回る恒常的な赤字構造と多額の市債(次世代が負担する債務)残高

自治体の財政は、会計年度独立の原則(歳出はその年度の歳入をもって充てる。)により毎年度予算が組まれている。 平成14年度以降は、基金からの借入により、歳入不足を賄ってきた。

平成17年度末で、基金借入額は14億円にも及び、実質基金残高は4億円と底をついた状況である。

平成 18 年度の予算は、市税等の落ち込みにより基金から追加借り入れし、退職手当債(借金)を2億5千万円発行して収支の均衡を見込んでいる。

四條畷市が単独で市政を運営していくためには、歳入に見合った歳出とする財政構造への転換することが絶対的な条件となる。 今後も自主財源の確保に努めるとともに、施策の選択と集中を進め、また、市民との協働によるまちづくりを推進していかなければ目標の達成は困難な状況である。 これまでの都市基盤整備等に要した市債の残高は約453億円(市民一人当たり約79万円)にものぼる。 この他にも、市からの依頼により土地開発公社(P4 2 参照)が取得した事業計画用地の保有財産(P47を参照)は、今後市が引き取らなければならず、平成17年度末現在で52億円にも及んでいる。

(3) 市を取り巻く環境の変化

国から市に対する一層の改革の要請とコスト増

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)の施行

- ・ 公的部門の一層のスリム化の要請(官民の協働、公務員の総人件費の抑制)
- ・ ストックに着目した改革の要請(資産・債務管理のあり方の見直し)
- ・ 再建法制の見直し 将来のコスト増のリスク(金利・物価上昇によるコスト増、急速な高齢化等による社会保障関係等義務的経費の自然増) 団塊の世代の大量退職(人的資源の縮小と退職金原資の調達という課題)

「当面の危機回避」にとどまらない「構造改革」が必要

1財政再建団体になると

自治体としての自主的・自立的な行財政運営が制限される。

・前年度の実質赤字額が一定割合を超えた場合(標準財政規模の20%以上。四條畷市の場合、約20億円)、国の強い関与の下で、財政再建を 最優先した行財政運営を余儀なくされ、四條畷市独自の事業の休廃止や見直しが必要となる。

2 土地開発公社とは

土地開発公社は昭和 48 年に設立され、市が道路や公園など都市基盤の整備を推進するため、将来、公共事業として利用する用地を、地価が高騰する前に先行して確保する役割を担ってきた。

土地開発公社では、民間金融機関の融資を受け、公共用地の先行取得をはじめ、公共事業推進のための代替用地等の先行取得を 行ってきた。

その結果、平成 11 年度末には保有地面積 4.5 ha、保有地簿価 7 2 億円に及んだ。(P5 グラフ参照)

バブル経済崩壊後、地価の下落により、公社の簿価よりも土地の時価は著しく低くなっており、また、用地購入の借入金返済の ため、年間7千万円もの利息負担が生じ、毎年債務が膨れ上がっている。

この債務は、最終的には市が責任を負わなければならず、今後の経済情勢の変動により金利が上昇すると、さらに深刻な事態が 生じる。

保有地の処分・売却を推進すると多額の差損が生じ、多額の税金を投入しなければならない。

- 一方、現状のまま放置すれば利息は膨らむだけで、計画的に債務の削減に取組むほかはない。
- この問題の解決を先送りすれば、将来の財政負担が一層大きくなることは確実で、避けて通ることはできない。

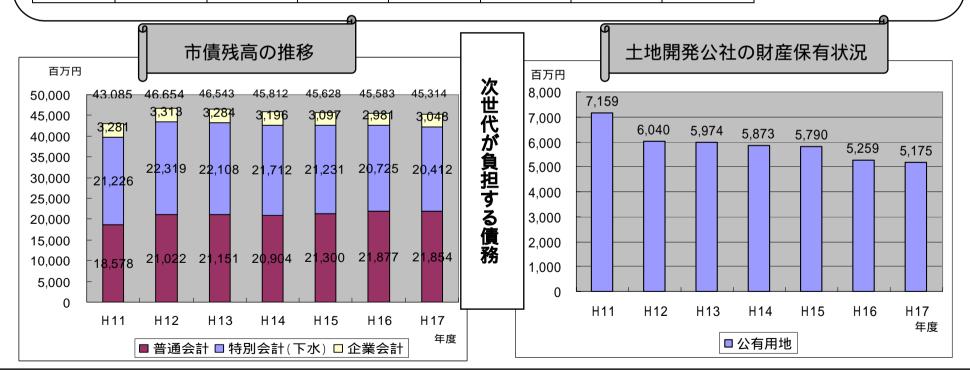
市の財政構造上の問題

○ 歳出が歳入を上回る恒常的な赤字構造に対応するため、市債の活用とあわせ、"緊急やむを得ない措置"として基金からの借入で補てん。(P4 7を参照)

<これまでの基金からの借入額>

(単位:百万円)

年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度
借入額	-	ı	ı	14	650	325	546
償還額	•	-	ı	0	9	70	98
借入残額	-	-	-	14	655	910	1,358



経常的な経費(人件費、公債費など)が経常収入(市税、地方交付税など)に占める割合が極めて高い

【歳入】

経常収入の落ち込みに対し、経常的な経費の削減は進んでいない。

・税収はここ数年横ばいで、人件費と公債費も賄えない状況。

【歳出】

人件費は減少傾向だが...

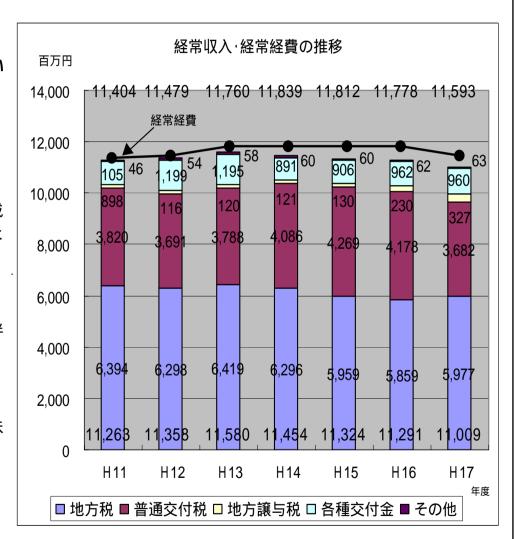
・積極的に人件費の縮減に取組んでいるため、職員の年齢構成 が高い割りには減少傾向にあるが、今後職員の大量退職によ り多額の退職金が必要。

公債費が増加

・過去の国の景気対策や財源対策等による市債残高の増加に伴い、公債費が増加。

扶助費・繰出金が累増

- ・高齢化など社会環境の変化や子育て支援策の充実に伴い、扶助費が累増。
- ・公共下水道整備に伴い、繰出金が累増。



2 計画期間

計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

3 改革の目標

実質収支赤字額を抑制し、次世代に負担を先送りしない持続可能な行財政構造へ転換

歳入を上回る歳出の見直し

平成23年度までに、段階的に概ね7億円を歳出抑制(歳入確保)

平成28年度には実質収支黒字化を実現する。

次世代の負担の抑制

平成19年度以降の市債発行を抑制し、計画期間中に市債残高を減少

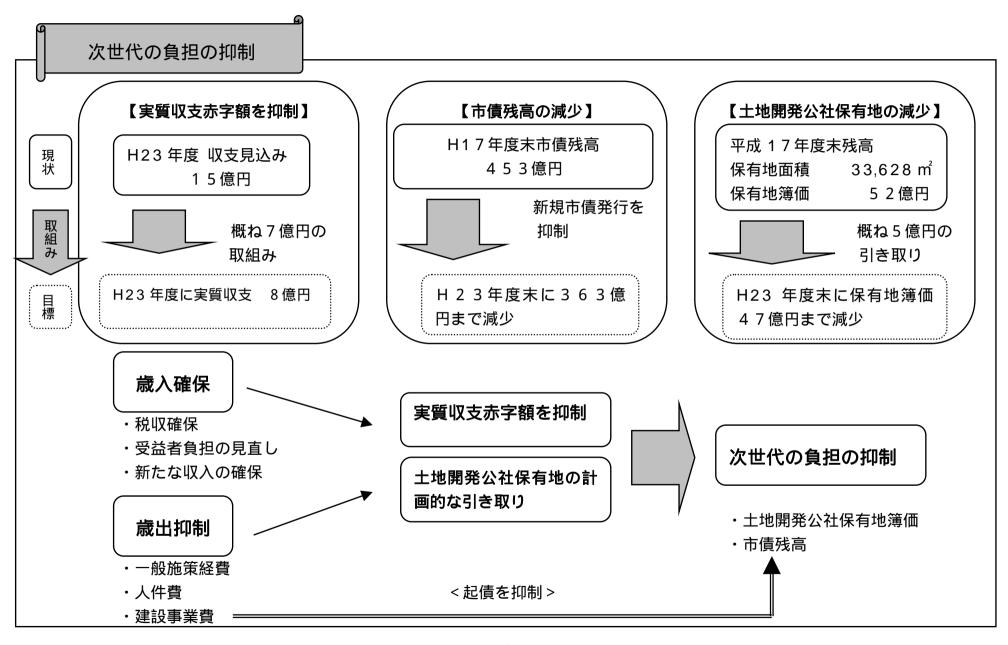
平成23年度末には市債残高を概ね90億円減少(平成17年度末残高比)させる。

土地開発公社保有地を計画的に引き取り

平成 23 年度末には土地開発公社保有地簿価を5億円減少(平成17年度末残高比)させる。

限られた資源を最大限に活用しうる施策・組織の構築

限られた財源のもとで、最適な施策・サービスのあり方を追求し、施策の重点化を徹底 限られた人的資源のもとで、市民満足度の高い施策・サービスを担いうる組織体制を構築



【改革目標額】

平成18	3年12月公表の今後	との財政(又支見通
		17年度	18年度
市税		6,526	6,486
地方交值	付税	3,352	3,132
	普通交付税	3,040	2,832
	特別交付税	312	300
地方讓	与税	327	506
各種交色	付金	960	941
分担金	及び負担金	120	143
使用料・	手数料	319	319
国庫支出	出金	1,903	1,696
府支出金	金	854	910
繰入金		574	194
	財調・減債	25	0
地方債	,	1,527	1,165
	減税補てん	85	64
	臨時財政	642	583
	退職手当債	0	253
その他		380	309
歳入合詞	計 <u></u>	16,842	15,801
人件費		4,773	4,302
	退職手当	571	575
物件費		2,294	2,267
維持補係	修費	25	39
扶助費		2,848	3,056
補助費等	等	1,245	1,341
公債費		1,966	1,975
積立金		73	73
貸付金		0	0
繰出金		2,183	2,166
普通建語	设事業費	1,213	589
前年度網	燥上充用金	903	681
歳出合計		17,523	16,489
	<u>操越財源</u>	12	0
歳入歳と	出差引(実質収支)	-693	-688
単年度し	汉支	230	
経常収		105.3	
<u>行財政</u>	<u>改革プラン実施によ</u>	る収支見:	通し

230

105.3

104.3

109.7

111.1

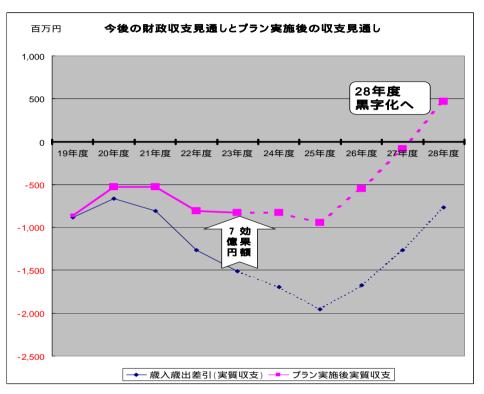
107.9

106.2

プラン実施効果額 プラン実施後単年度収支

プラン実施後実質収支 プラン実施後経常収支比率

普通会計) (単位:百万円)							
19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
7,117	7,247	7,163	7,223	7,655			
3,072	3,546	3,541	3,623	3,306			
2,779	3,256	3,254	3,339	3,025			
293	290	287	284	281			
133	133	133	133	133			
870	776	776	776	776			
142	142	142	142	142			
319	319	319	319	319			
1,580	1,622	1,685	1,749	1,771			
941	945	961	992	1,007			
303	393	303	333	263			
0	0	0	0	0			
968	988	805	331	331			
0	0	0	0	0			
536	0	0	0	0			
308	553	326	0	0			
123	584	275	122	102			
15,568	16,695	16,103	15,743	15,805			
4,091	4,192	3,784	3,494	3,340			
510	780	596	458	432			
2,346	2,347	2,377	2,373	2,399			
39	39	39	39	39			
3,119	3,168	3,215	3,268	3,320			
1,447	1,404	1,360	1,488	1,345			
2,051	2,132	2,254	2,344	2,389			
73	73	73	73	73			
0	0	0	0	0			
2,385	2,433	2,418	2,568	2,588			
211	689	724	557	557			
688	882	664	805	1,266			
16,450	17,359	16,908	17,009	17,316			
0	0	0	0	0			
-882	-664	-805	-1,266	-1,511			
-194	218	-141	-461	-245			
109.9	112.1	109.2	107.8	106.5			
22	111	146	182	224			
-172 -860	329 - 531	- 526	-279 - 805	-21			
- 260		- 6.76	- 2015	_ W'/K			



行財政改革プラン実施効果額

単位:百万円

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	白	計
保育所保育料見直し		16	16	16	16		64
ごみ・し尿処理手数料見直し		15	15	15	15		60
退職手当の見直し	22	30	23	17	17		109
早期退職者の採用抑制等		41	83	125	167		416
福祉給付金の見直し		9	9	9	9		36
合 計	22	111	146	182	224		685

104.4

4 改革へのプロセスと成果の見通し

限られた資源のもと、最適な施策・サービス、組織体制を構築

○5年後(平成23年度)に実質収支 8億円

実質収支赤字額を抑制

○次世代の負担(市債残高・土地開発公社保有地簿価)の抑制

計画期間中に減少

持続可能な行財政構造へ転換

実質収支赤字額を抑制(一般会計)

(単位:億円)

		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
実質収支	プランを実施しな かった場合	9	7	8	1 3	1 5
	プランを実施した 場合	9	5	5	8	8

市債残高の抑制 (全会計)

(単位:億円)

	H18年度(参考)	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
前年度市債残高	4 5 3	4 4 5	4 3 6	4 2 4	4 0 9	3 8 6
新規発行額		1 9	1 7	1 6	9	1 0
元金償還額		2 8	29	3 1	3 2	3 3
年度末市債残高	4 4 5	4 3 6	4 2 4	4 0 9	3 8 6	3 6 3

<取組み内容>

・新規起債発行の抑制

平成19~23年度起債発行予定額

7 1 億円

参考:過去5年間(平成13~17年度)起債発行総額

9 8 億円

土地開発公社保有地簿価の減少

(単位:億円)

	H18 年度 (参考)	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
前年度保有地簿価		5 2	5 1	5 0	4 9	4 8
引き取り保有地簿価		1	1	1	1	1
年度末保有地簿価	5 2	5 1	5 0	4 9	4 8	4 7

各見込み数を目指し取組みを進めますが、金利上昇や新たな事業発生などにより目標数値に影響を及ぼす可能性があります。

5 改革の推進体制

この行財政改革プランの実施にあたっては、(仮称)行財政改革推進本部を中心に取組みを進め、進捗状況をできる限りわかりやすい 形で公表します。また、今後の社会経済情勢の変化などに伴う新たな課題については、必要に応じ行財政改革プランを見直し、改革を進 めることとします。

6 改革8つの視点

市における行政の担うべき役割の重点化

- ○市民サービスの向上、事務の効率化、職員の勤務形態などからみて委託が望ましい公共施設の管理運営や事務・事業について、 関係機関と協議・調整のうえ委託化を推進します。
- ○様々な事業者等のノウハウを施設の管理運営に活用することによって、市民サービスの向上と経費節減が期待できることから、指定管理者制度の導入を図ります。
- ○上下水道事業の適切かつ効率的な事業運営を図るため、より一層の経営改革と経営基盤の強化に取り組み、健全経営と事業の 活性化に努めます。
- ○四條畷市施設管理公社については、監査体制を強化するとともに、点検評価の充実を図り、設置目的、役割、運営方法等に留意し、情報公開に努めます。また、公の施設における指定管理者制度の定着状況を見極め、今後解散に向けた取組みを行います。
- ○社会経済情勢の変化への対応、経営の効率化、市の財政運営のより一層の健全化等の観点から、四條畷市土地開発公社の経営 改善等について取り組みます。
- ○簡素で効率的な行政を実現する観点から、地域の課題や住民ニーズの把握に努め、公共的サービスの提供を行おうとする住民 や住民団体に対する援助・支援・連携・協力体制を構築します。

行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

厳しい財政状況のなかで、新たな行政課題や多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、「選択と集中」を徹底し、既存 の事務・事業をゼロベースから見直し、緊急度、優先度の高い住民ニーズに沿った行政サービスを提供できるシステムを構築 します。

○多様化、高度化する行政ニーズや行政課題に対応するため、市民に分かりやすい簡素で効率的かつ効果的な組織機構を再構 築します。

定員管理と人件費の抑制

- ○新たな行政課題や住民ニーズに対応するため、適宜必要な見直しを行い、簡素で効率的な組織の整備を行います。また、第5次四條畷市総合計画と整合した定員適正化計画を策定し、任期付職員等の効率的で弾力的な任用形態の活用はもとより、業務の民間委託を推進することにより、職員数の削減を図り、人件費総額の抑制に努めます。
- ○住民の納得と支持が得られるよう、給与制度の適正化を図ります。

人材育成の推進

○人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を図るため、人材育成基本方針を策定し、総合的 な人材育成に努めます。また、能力・実績を重視した公正かつ客観的な人事評価制度を構築します。

公正の確保と透明性の向上

○地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ります。このため、パブリックコメント手続制度(市民意見公募制度)の活用などを行うとともに、監査委員などによる監視機能のより一層の充実を図ります。

電子自治体の推進

○情報セキュリティ体制の整備による住民の信頼確保に努め、事務効率向上のために電子自治体の推進に努めます。

自主性・自律性の高い財政運営の確保

- ○自らの財政状況を分析したうえで、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとと もに、財政健全化のための計画を定期的に見直し、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めます。
- ○団体補助金の必要性や効果などの検証と合理化を行い、事業費補助への転換を図り、補助金使途の明確化と透明性の確保に努めます。
- ○積極的にコスト構造の改革に取り組みます。また、入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、公共工事の入札・ 契約 については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための 措置に関する指針」により、情報公開をはじめとする更なる適正化に資する取り組みを進めます。
- ○歳出の削減のみならず、市税をはじめとする歳入の確保はもとより、社会情勢に照らしながら受益者負担の見直しを行います。 また、新たな収入確保策についても積極的に取組みを進めます。

地域活性化の推進

○四條畷市の魅力を再発掘し、地域活性化策の取組みを推進します。

7 改革の内容

限られた財源

人的資源を最大限に活用

改革の視点と取組み

改革の8つの視点

市における行政の 担うべき役割の重 点化

電子自治体の推進

性の向上

公正の確保と透明

行政ニーズへの迅速かつ的確な対応 を可能とする組織

自主性・自律性の高い財政運営の確保

定員管理と人件費 の抑制

地域活性化の推進

人材育成の推進

重点項目

民間委託等の推進 指定管理者制度 の活用 上下水道事業の経営健全化 市出資法人の抜本的な見直し 土地 開発公社の経営健全化 地域協働の推 進

事務・事業の再編、整理、廃止、統合組織機構の見直し

定員管理の適正化 人件費の抑制

人材育成の推進

情報公開の推進

電子自治体の推進

財政構造改革 補助金等の整理合理

化 公共工事の適正化

地域活性化策の展開

1 市における行政の担うべき役割の重点化

(1)民間委託等の推進

定型的業務など事務・事業の点検と委託化の検討

【改革内容】 各改革内容の末尾の数字は該当年度を示す

<用語の定義>以下、【改革内容】中、次のとおり用語を 用います。

「見直し」…現在ある制度等を改善・改正するため調査・ 研究すること。

「検 討」…新たな課題等について、調査・研究すること。

- ➤ 庁内情報化専門員の配置 19
- ➤ 民間委託可能事務の抽出 19
- ➤ 定型的業務・窓口業務の委託化(派遣等)の実施 19 ➤ 運転業務の委託化の実施 22
- ➤ 大量定型的業務の委託化の実施 19
- ➤ 証明書等発行業務の委託化の実施 19
- ➤ 放置自転車保管場所の移設と管理方法の見直し 19
- ➤ 国民健康保険料のコンビニエンスストア納付の実施 19
- ➤ なわてふれあい教室の運営方法の見直し 19
- ➤ 財務会計・文書収受等一般事務の一元化 19
- ➤ 幼稚園のあり方の検討 19
- ➤ 広報誌配布方法の変更 20
- ➤ 納付通知書等発送業務の委託化の実施 20
- ▶ レセプト点検(資格チェック)の委託化の実施 20

- ➤ 電話交換業務の委託化の実施 20
- ➤ 公立保育所の民営化の検討 21

(2)指定管理者制度の活用

①公の施設における管理のあり方の検証と結果の公表

- ➤ 公民館・市民総合センター・教育文化センター・環境センター・福祉コミュニティセンター・老人福祉センターの各指定 管理者の検証と見直し 19
- ➤ 図書館等の指定管理者制度等による民間委託を検討 19
- ➤ 歴史民俗資料館・野外活動センター・市民総合体育館(体育施設を含む。)の各指定管理者の検証と見直し 21

(3)上下水道事業の経営健全化

- ①組織の再編・統合及び事務事業の整理・見直しの検討
- ②民間への業務委託及び民間的経営手法の導入
- ③職員の定員管理及び人件費の抑制並びに公表
- ④財務状況の検証と公表

- ➤ 特殊勤務手当の削減 19
- ➤ 水道料金の見直し 20
- ▶ 事務事業の総点検による検討結果に基づく改善策の実施及び結果の公表 20
- ➤ 民間委託の推進 20
- ➤ 下水道使用料の見直し 20
- ➤ 上下水道使用料福祉減免制度の廃止 20
- ➤ 田原処理場の包括民間委託の実施 21
- ➤ 公共下水道事業の企業会計化 21

(4)市出資法人の抜本的な見直し

- ①監査体制の強化と点検評価の充実
- ②事業内容、経営状況などの情報公開
- ③今後のあり方の検討

- ➤ 四條畷市施設管理公社に対する計画的な監査の実施 19
- ➤ 四條畷市施設管理公社の解散 20

(5)土地開発公社の経営健全化

土地開発公社の経営改善への取組み

給与及び役職員数の適正化

- ➤ 新規用地の取得を抑制 19
- ➤ 常勤職員体制の廃止 19
- ➤ 土地開発公社保有地の計画的な引き取りの実施 19

(6)地域協働の推進

活動主体に対する援助・支援・連携・協力

協働実践に向けた職員意識の改革や勤務体制のしくみづくり

- ➤ 協働実践に向けた職員研修等の充実 19
- ➤ インターネットを活用した「(仮称)市民活動支援サイト」を開設 19
- ➤ 総合計画進捗状況等検討委員会による進捗状況の検証 19
- ➤ 産学官協働による地域活性化策の展開 19
- ➤ 自主防災組織設立に向けた支援策の展開 19
- ➤ 市民に密着した協働事業の実施 19
- ➤ 区長会のあり方の検討 19
- ➤ 市民ボランティアとの協働による広報誌・ホームページの作成 21
- ➤ 市民公益活動に関するルール等を作成 21

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

(1)事務・事業の再編、整理、廃止、統合

政策、施策、事務・事業の正当性の検証

- ▶ 事務事業評価に基づく進行管理の徹底と公表 19
- ➤ 事務事業評価と人事評価との連携強化 19
- ➤ 施策評価による事務・事業の選択と集中の実施 19
- ➤ 委託内容の点検 19
- ➤ し尿収集処理方法の見直し 19
- ➤ 河北養護老人ホームの解散 19
- ➤ 公用車(普通車)の軽自動車への移行 19
- ➤ 郵便発送事務の一元化 19
- ➤ 福祉給付金(敬老金・障害者福祉金・遺児給付金)の見直し 19
- ➤ コミュニティバス運行の検証と運行経路等の見直し 19
- ➤ ESCO 事業の検討 19
- ▶ 市有建築物保全台帳の作成と保全計画の策定 20
- ➤ 市役所窓口業務の時間延長の実施 20

(2)組織機構の見直し

効率的に事務・事業を処理し得る組織の構築

- ➤ 市民に分かりやすい簡素で効率的かつ効果的な組織機構改革の実施 19
- ➤ 時差勤務制度の導入 19
- ➤ 市民相談の連携強化と委託化の推進 19
- ➤ 生活保護ケースワーカーの配置見直し 19
- ➤ 消防体制の充実・強化の為の広域化の検討 19
- ➤ マネジメント推進課創設による行政経営室の機能強化 19
- ➤ 民間企業経験者の職員採用による組織活性化の促進 19

3 定員管理と人件費の抑制

(1)定員管理の適正化

定員適正化計画を策定し、数値目標の設定と公表を実施

【改革内容】 各改革内容の末尾の数字は該当年度を示す

➤ 退職者の補充を抑制することにより平成24年4月1日現在には総職員数383人を目指す 19 (平成18年4月1日現在総職員数486人)

(2)人件費の抑制

- ①住民の納得と支持が得られる給与制度の適正化
- ②諸手当の見直し
- ③技能労務職員の適正な給与制度・運用の実施

- ➤ 人事院勧告内容の準拠と各種手当等の見直し 19
- ➤ 退職手当の減額 19
- ➤ 給与表適用の経過措置廃止の検討 19
- ➤ 職種区分による給料表の導入 20
- ➤ 職員の職種変更制度の創設 20
- ➤ 特別職期末手当の見直し 20

4 人材育成の推進

(1)人材育成の推進

人材育成基本方針の策定及び人事評価制度の構築

- ➤ 人材育成基本方針の策定 19
- ➤ 市長と職員との懇談による意識改革の実施 19
- ➤ 役職定年制度の検討 19
- ➤ 全職員を対象とした人事評価制度の確立 21

5 公正の確保と透明性の向上

(1)情報公開の推進

- ①行財政改革プランの進捗状況等の公表
- ②パブリックコメント手続制度(市民意見公募制度)の活用
- ③外部監査制導入の研究など監視機能の充実

- ➤ パブリックコメント手続制度の活用 19
- ➤ 交際費支出基準の変更 19
- ➤ タウンミーティング実施による公聴機能の強化 19
- ➤ 職員労働団体との交渉結果の公表 19
- ➤ 行財政改革プランの進捗状況等の公表 19
- ➤ 議員等からの要望等に関する情報公開制度の検討 19
- ➤ 監査対象の拡大と外部監査制度の検討 20

6 電子自治体の推進

(1)電子自治体の推進

- ①情報セキュリティの確保
- ②総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用と行政手続きのオンライン化の研究

- ➤ 情報セキュリティ体制の確立 19
- ➤ 電子申請などの導入による費用対効果の検討 19
- ➤ 情報管理マネジメントシステムの確立 19

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1)財政構造改革

- ①歳出全般の効率化と財源分配の重点化
- ② 財政指標ほかバランスシートなどの公表 市税の徴収率の向上と受益者負担の適正化など自主財源の確保

- ➤ 歳出全般の効率化と財源配分の重点化 19
- ➤ 財政指標ほかバランスシートなどの公表 19
- > 市有財産の処分等の推進 19
- ▼ 電話催告業務等の債権回収会社への委託による滞納 整理強化 19
- ➤ インターネット公売の実施 19
- ➤ 事業系ごみ処理手数料の見直し 19
- ➤ 粗大ごみ処理の申込み制導入と有料化の実施 19
- ➤ 一般家庭ごみ処理の有料化の検討 19
- ➤ し尿処理手数料の見直し 19
- ➤ 市税の税率変更の検討 19
- ➤ 公的資金等の繰上償還の実施 19
- ➤ 地籍調査データ交付手数料の創設 19
- ➤ 都市計画道路明示等交付手数料の創設 19
- ➤ 各施設使用料 (グリーンホール田原・学校施設・社会 教育施設・公民館)の見直し 19

- ➤ 新たな受益者負担の検討 19
- ➤ 市債の発行抑制 19
- ➤ 高額滞納者に対する徴収強化策の検討 19
- プレジットカード納付の検討 19
- ➤ ふれあい教室利用料の見直し 19
- ➤ 保育所保育料の見直し 19
- ➤ 幼稚園入園料の見直し 19
- ➤ 受益者負担金の滞納額縮減策の検討 19
- ➤ 印鑑登録証交付手数料の創設 20
- ➤ 広告等による収入の確保 20

(2)補助金等の整理合理化

補助金・負担金・繰出金の必要性や効果などの検証、合理化

- ➤ 団体運営費補助から事業費補助への転換 19
- ➤ 一部事務組合への負担金の抑制 19
- ➤ 公共下水道事業特別会計に対する繰出し基準の見直し 19
- ➤ 国民健康保険特別会計に対する繰出し基準の見直し 19

(3)公共工事の適正化

コスト削減の推進

公共工事の入札・契約についての更なる適正化

- ➤ 小規模土木工事における単価契約の推進 19
- ➤ 建築積算業務における見積査定マニュアルの作成 19
- ➤ 新検査マニュアルによる公共工事検査の実施 20

8 地域活性化の推進

(1)地域活性化策の展開

- ➤ 「四條畷八景」を核とした PR の展開 19
- ➤ 広報メディアを活用した地域観光の再構築 19
- ➤ 砂・蔀屋地区における商業業務施設の集積を推進 19
- ➤ 岡山地区における良好な新市街地整備の誘導 19

用語の解説

いざなぎ景気

1965年から1970年にかけて5年近く続いた好景気。長らく第二次世界大戦後最長の景気回復期間とされてきたが、2002年1月を底に回復を続けてきた景気拡大が2006年10月時点でいざなぎ景気とならぶ57ヵ月となっている。

市税

市税は普通税(納められた税金をどのような仕事にも使うことのできる税)と目的税(納められた税金の使いみちが特定の仕事に限定されている税)に分類される。四條畷市の場合、普通税には市民税(個人市民税・法人市民税) 固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税があり、目的税には都市計画税、入湯税がある。

プライマリーバランス

国や地方自治体などの基礎的な財政収支のこと。国の一般会計において、歳入総額から国債発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から国債費を差し引いた金額のバランスをいう。プライマリーバランスが釣り合っているとは、国債の元本償還や利払いに要する費用を除くすべての歳出について、税収など国債発行に頼らない収入によって賄えることを意味する。現在、日本のプライマリーバランスは、大幅な赤字の状態にある。すなわち、国債の発行を通して、現在の負担を将来の世代に先送りしている。予算の配分による現役世代の受益は現役世代の負担で賄うべきだとする観点から、プライマリーバランスの黒字化が求められている。

団塊の世代

戦後の日本において1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代である。

集中改革プラン

国から示された新地方行革指針に基づき、平成 17 年度から平成 2 1 年度までの間に取組む行財政改革項目を示した計画のこと。

経常収支比率

人件費や公債費などの経常的な支出(経常経費充当一般財源)を、税収入や普通交付税などの使途が限定されない経常的な収入(経

常一般財源)で割った比率のこと。通常70~80%の間が望ましいとされているが、比率が高いほど一般財源に余裕がなく、自由に使える財源の割合が少ないということになる。

累積赤字(実質収支赤字)

複数の会計年度における赤字額の累積額をいう。

市債(地方債)

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいう。また、市債(地方債)を起こすことを起債という。地方公共団体の歳出は、市債(地方債)以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、臨時 突発的に多額の出費が余儀なくされる場合や、収益的な投資のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって 返済することがむしろ公平である場合等には、市債(地方債)を経費の財源とすることができる。

標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。四條畷市の場合、平成18年度の標準財政規模は約101億円。

公債費

地方公共団体が借り受けた地方債の元利償還金や一時借入金利子の合計。

扶助費

生活保護や児童対策などの社会保障に要する経費のこと。生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神障害者福祉法など各種法令に基づいて、被扶助者に対して支出する経費をいう。

繰出金

一般会計と特別会計等相互間において支出される経費のこと。

(仮称)行財政改革推進本部

このプランは、市長を本部長とする部長級以上の職員で構成する財政健全化計画見直し推進本部で策定した。今後は、新たに(仮称)行財政改革推進本部を設置し、プランの推進を図る。

指定管理者制度

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする制度をいう。

パブリックコメント手続制度

行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度 をいう。

電子自治体

住民の利便性向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネット等のITを活用して地方公共団体の行政運営を図ること。

一般会計と普通会計

一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計をいう。これに対し、特定の事業を行ったり特定の歳入を 特定の歳出に充てるため、経理を独立して設けられるものを特別会計という。

これに対し、普通会計とは、地方財政統計上、統一的に用いられる会計をいう。地方公共団体の財政規模は、個々の団体によって、 設置される特別会計も違い、また、一般会計が網羅する範囲も違うため、会計を一定の基準で組み直し、各地方公共団体間の財政比 較が可能となるようにした会計をいう。

(資料)

これまでの行財政改革の取組み

財政健全化計画の主な取組み(平成11年度~14年度)

組織・機構の整備

➤ 1部3課を削減 13

人材確保

➤ 保健・福祉分野の専門職を12名登用11~14

職員削減

> 職員削減の実施43人(純減) 11~14

職員配置の見直し

- ➤ 営繕業務の集中化による学校校務員等の配置見直し 12
- ➤ 水道検針業務の委託化による職員の配置見直し 12
- ➤ 広報車運転業務の廃止による運転手の配置見直し 13
- ▶ 学校給食センター統合等による調理員の配置見直し 13~14 ▶ 下水道使用料、水道料金、保育所保育料の値上げ 12

給与削減

- ➤ 定期昇給の12ヶ月延伸11
- ➤ 常勤特別職の給与10%減額11
- ➤ 期末手当の減額 11~14

手当等の見直し

- ➤ 時間外勤務手当の縮減 11~14
- ➤ 管理職手当の5%削減 12

補助金等の見直し

- ➤ 団体運営補助金10%削減12
- ➤ 福祉給付金の支給対象者の見直し 12

入札制度の見直し

➤ 公募型指名競争入札の実施 13

事務事業の見直し

- ➤ 小・中学校の警備機械化 11~12
- ➤ 市民交通傷害補償事業の廃止 13

イベント等の見直し

- ➤ 健康と福祉展、市民スポーツフェスティバル、道の日行事 の廃止 11~12
- ➤ 新成人による成人式の実施 13

受益者負担の見直し

不用財産の処分

➤ 旧田原小学校跡地の処分 11~12

施設の管理運営業務等の委託

- 孝 老人福祉ヤンター 12
- ➤ 環境センター 13
- ➤ 環境センター修景施設 14

財政健全化計画実施による効果額(平成11年度~14年度)

単位:千円

		計画期間累	295,000 -851,486 -1,146,4 218,000 166,945 -51,0 64,000 49,124 -14,8 2,704 2,7 577,000 -632,713 -1,209,7 94,000 287,000 193,0 273,000 694,000 421,0 100,000 133,257 33,2 51,117 51,1		
		健全化計画	実効果額	差引	
	市税の徴収率の向上及び課税客体の適切な把握による確保	295,000	-851,486	-1,146,486	
歳	使用料・手数料等受益者負担金の見直し等	218,000	166,945	-51,055	
入	不用財産の処分	64,000	49,124	-14,876	
	既存ストックの有効活用		2,704	2,704	
	小計	577,000	-632,713	-1,209,713	
	計画的な定員管理の実施	94,000	287,000	193,000	
	給与水準の適正化	273,000	694,000	421,000	
	手当等の適正化	100,000	133,257	33,257	
	公共施設の管理運営等		51,117	51,117	
歳	補助金等の点検、抑制	106,000	63,145	-42,855	
出	建設事業の精査及びコスト抑制	149,000	552,752	403,752	
	事務事業の見直し	86,000	113,720	27,720	
	繰出金の見直し	400,000	368,065	-31,935	
	公債費の抑制	9,000	195,810	186,810	
	小計	1,217,000	2,458,866	1,241,866	
	合 計	1,794,000	1,826,153	32,153	

財政健全化見直し計画の主な取組み(平成15年度~17年度)

組織・機構の整備

- ➤ 行政経営室の創設 15
- ➤ 水政策一元化のための組織再編 17

人材確保

➤ 民間企業経験者を行政経営室長ほかに登用 15

職員削減

➤ 職員削減の実施51人(純減) 15~17

職員配置の見直し

- ➤ 徴収嘱託員による市税収納 15~16
- ➤ 市税徴収事務指導員の配置 17

給与削減

- ➤ 常勤特別職給与の更なる削減(市長20%、他15%)15
- > 職員給料の5%削減(15年度に限り管理職以外は4%) 15 > 第2給食センター跡地の処分 15
- ➤ 議員報酬の3%削減 15

手当等の見直し

- ➤ 時間外勤務手当の縮減 15~17
- ➤ 管理職手当の更なる削減(部長級15%、他10%) 15

補助金等の見直し

➤ 学校給食米飯炊飯委託補助金の廃止 16

入札制度の見直し

➤ 郵便入札制度の導入 17

事務事業の見直し

- ➤ 事務事業評価制度による全事業の見直し 15
- ➤ 休日診療所内科診療の廃止 16
- ➤ コミュニティバスによる有料運行の実施 16

イベント等の見直し

- ▶ 植木祭りの廃止 15
- ➤ 公共施設見学会の廃止 16

受益者負担の見直し

- ➤ ふれあい教室利用料の値上げ 15
- ➤ 幼稚園保育料の値上げ 16
- ➤ 下水道使用料の値上げ 17

不用財産の処分

施設の管理運営業務の委託

- ▶ 教育文化センター 16
- ▶ 市民総合センター 16

民間活力の導入

- ➤ 公園緑地等里親支援制度による公園緑地帯の管理 15
- ➤ 学校給食調理業務の一部委託化 17

財政健全化見直し計画実施による効果額(平成15年度~17年度)

単位:千円

		計画期間累計(H15年度~17年度)					
		見直し計画	実効果額	差引			
	市税の徴収率の向上及び課税客体の適切な把握による確保	177,820	128,900	-48,920			
歳	使用料・手数料等受益者負担金の見直し等	31,320	42,347	11,027			
入	不用財産の処分	527,005	296,951	-230,054			
	小計	736,145	468,198	-267,947			
	計画的な定員管理の実施	143,990	439,022	295,032			
	給与水準の適正化	351,163	312,340	-38,823			
	手当等の適正化	160,659	45,576	-115,083			
	公共施設の管理運営等		129,908	129,908			
歳	補助金等の点検、抑制	62,508	42,360	-20,148			
出出	建設事業の精査及びコスト抑制	447,287	976,083	528,796			
	事務事業の見直し		21,844	21,844			
	イベント等の見直し		442	442			
	繰出金の見直し		120,853	120,853			
	公債費の抑制	-200,000	23,858	223,858			
	小計	965,607	2,112,286	1,146,679			
	合 計	1,701,752	2,580,484	878,732			

実質収支・経常収支比率の実績推移表

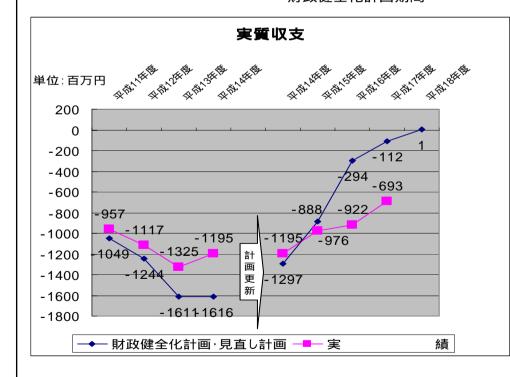
実質収支

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
財政健全化計画·	見直し計画	-1049	-1244	-1611	-1616
実	績	-957	-1117	-1325	-1195

経常収支比率

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
財政健全化計画·見	直し計画	102.6	101.2	101.3	98.9
実	績	101.3	101.1	101.5	103.4

財政健全化計画期間





計

画

更 新 -294 -112 -922 -693

(単位:%)

(単位:百万円)

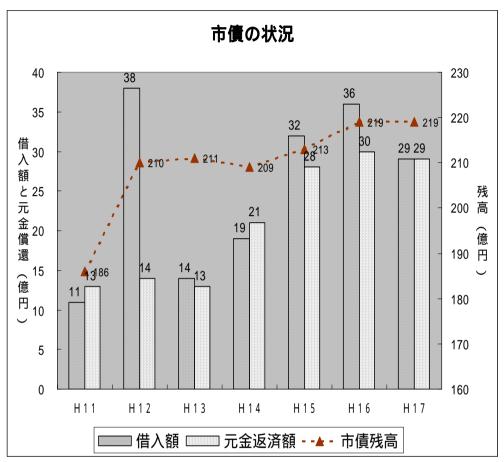
				\
平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
99.8	97.4	95.9	97.5	96.0
103.4	104.3	104.3	105.3	

財政健全化見直し計画期間



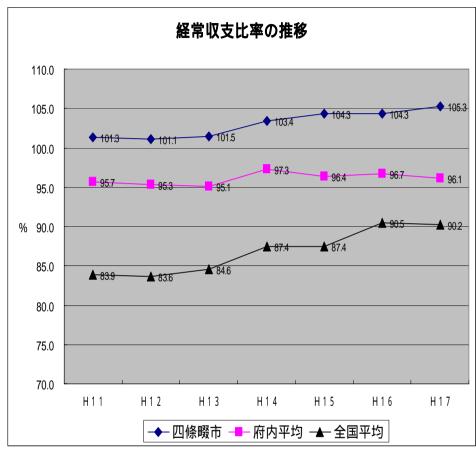
(資料)

市の財政状況(一般会計)



市の借金である市債は、平成12年度に給食センターやし尿放流施設の建設などにより38億円余り発行しました。また、平成13年度以降、地方交付税制度の見直しにより、地方交付税の減額分を地方公共団体が自ら借金をして補てんすることとなり、臨時財政対策債(赤字地方債)を発行していることなどにより残高が増加しています。

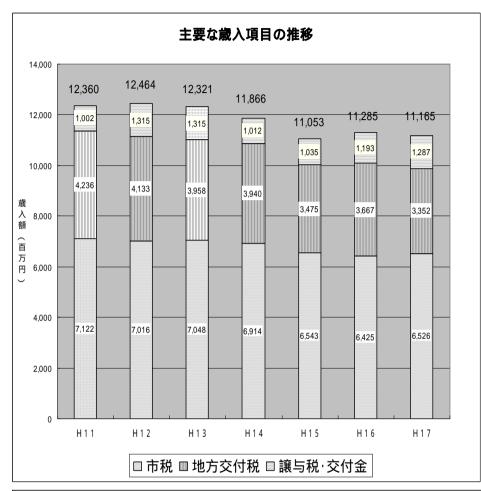
市の歳出に占める市債償還の割合が、平成17年度では17.5%になっており、いかにこれ以上市債残高を増やさないようにするかが課題となっています。このため、元金返済額以上の借入は行わないよう財政運営を心掛けていく必要があります。



※府内平均は大阪市を除き、全国平均は大都市を含み特別区を除く。

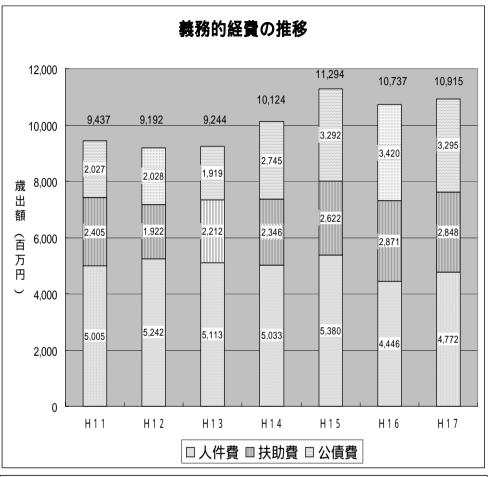
経常収支比率は、市においては80%程度が妥当とされていますが、本市の場合、平成17年度で105.3%と非常に高くなっています。府内平均からは9.2%、全国平均からは15.1%それぞれ高く、他の団体よりも財政構造の硬直化が進んでいるといえましす。

経常収支比率が100%を超すということは、市税などの経常的な収入で人件費などの経常的な支出を賄うことができない状況にあり、新しい施策に財源を使えないだけでなく、現行の施策を維持することが困難な状況にあるということになります。

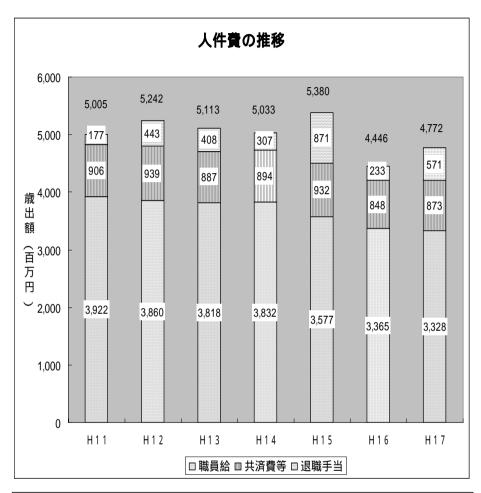


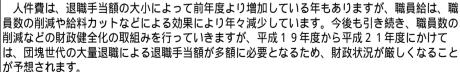
歳入の根幹である市税収入は、長引く景気の低迷や減税等の影響を受け、年々減少しています。税目別では、市民税と固定資産税が市税収入の大きな柱となっていますが、市民税は、減税や所得の伸び悩みなどにより、固定資産税も地価の下落によりそれぞれ減少してきています。

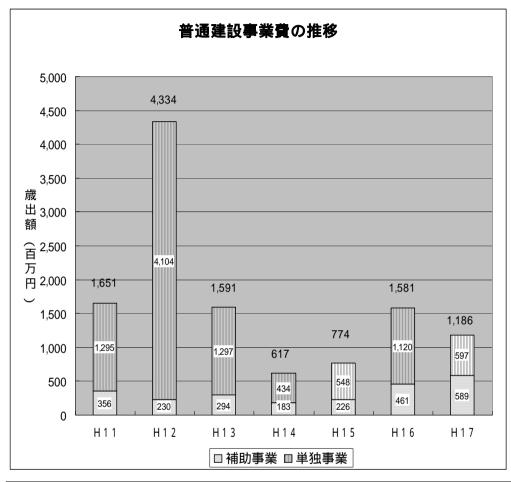
地方交付税も、歳入の約20%を占める貴重な財源ですが、国の地方交付税の見直しにより大きく減少してきています。本市のように地方交付税に頼る割合の高い地方公共団体は、大きな影響を受けています。



義務的経費とは、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費をいいます。義務的経費は、人件費、生活保護費や医療費助成などの扶助費、借金の返済にあてられる公債費からなり、歳出の約50%強を占めています。このうち、人件費は、早期退職者に係る退職手当を除けば、職員数削減の効果などにより減少していますが、扶助費は、生活保護費や少子・高齢化社会に対応するための各経費の伸びにより増加しています。また、公債費は、普通建設事業費の抑制によって市債の発行を抑えているものの、臨時財政対策債や減税補てん債の発行により横ばいとなっています。



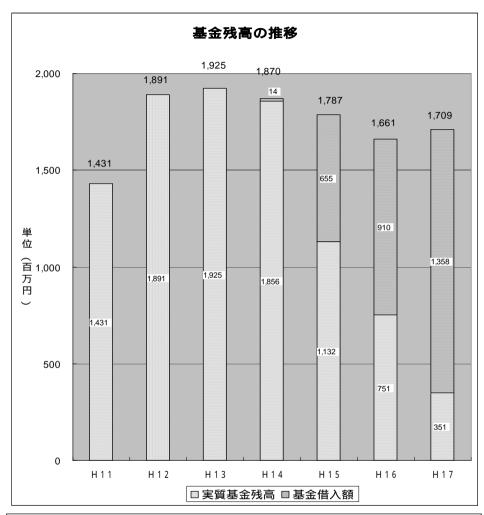




普通建設事業費は、道路や公園・学校など社会資本を整備するための経費で、将来に残る ものに支出される経費です。国から補助金を受けて行う補助事業と、市が単独で行う単独事 業などがあります。

平成12年度は学校給食センターやし尿放流施設の建設などの大きな事業が重なったため、歳出の約1/4を占めていましたが、それ以外は、事業費を極力抑えています。

今後も、厳しい財政状況が続きますが、中長期的な視点に立って、社会資本の整備を進め て行く必要があります。



基金残高は、市税や地方交付税の減収など収支の不足に対応し、取崩しを行っているため、平成13年度末の19億2,500万円から平成17年度末では17億900万円と2億1,600万円減少しています。また、基金を一般会計に繰り入れて運用しています。これは、財源不足額を賄うため基金から一時的に現金を借入するものです。財政が逼迫する中、市民サービスを維持していくための措置として平成14年度から実施してきました。このため、基金借入額を除いた実質的な基金残高は平成17年度末で3億5,100万円まで減少しています。

土地開発公社保有地経過表(H18年3月31日現在)

(単位:千円·㎡)

事				業				名	所		<u>在</u>		地	取得年月日	面	積	金	額
	_,						_		楠公2			5-2		19750205		242.85		178,034
仮	称	市	道	中	楠	線	用	地		協	町	925		19790328		350.50		68,285
										協	町	800		19960426		169.70		34,996
L.									塚月	協	町	914	-5	20030331		22.88		3,002
小								計								785.93		284,317
														19721107		207.24		150,316
											_			19810516		57.24		106,872
忍	ヶ丘!	駅前	土地	区回	1整	理事	業用	地	岡山	東	- -	厂目	41	19811002		25.76		61,863
														19830228		145.38		172,770
														19830223		45.39		42,198
														19920327		532.57		2,074,768
小								計							1	,013.58		2,608,787
														19980526		35.85		27,372
						畑線								19990210		16.26		4,404
都	市言	画	道足	各雁	屋		泉用	地	雁屋南町425-1他			他	20010126		20.90		8,069	
														20010524		166.57		64,701
														20030422		68.48		14,247
小								計								308.06		118,793
	<u>市計</u>				畑恕	泉用:	地残		雁屋					19970425		36.61		8,138
特			定		用			地	楠公1	1丁	∃ 68	3-21	也	19950320		<u>,913.13</u>		517,320
														19960627	3	,368.80		81,643
四	條畷	市交	野市	清掃	₹施:	設組	合用	地	交 野		大	字私	市	19960627		993.60		23,744
									3036 他			19980110		,212.80		584,982		
														19980326		,664.80		93,113
小								計								,240.00		783,482
仮	称	正	法	<u>寺</u>	公	袁	用	地	大字				他	19970603	1	,000.86		240,345
									米崎)		19840210	<u> </u>	309.87		0
									美田					19860612		656.00		194,846
l							_		清滝					19910328		757.60		247,143
公	7		施		設	Ħ.	1	地	雁屋				ļ	19960206	_	330.01		94,050
									米崎					19970328		81.25		24,287
									雁屋					19970724		32.05		11,471
<u> </u>									南野王	汀	3965	5-16∱	也	19981201		45.69		14,004
小								計							2	,212.47		585,801
	通河		江蛸	! /// i	<u> </u>				米崎					20030630		11.88	_	3,155
市	道區	有野	2 -	[]		号網	用		南野	二丁	目1	533-	.3	20030520		105.30		25,051
					合				計						33	,627.82		5,175,189